

令和3年2月定例会

富士山南東消防組合議会会議録

令和3年2月12日

富士山南東消防組合議会

令和3年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録目次

(2月12日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	3
○報第 1号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）	4
○議第 1号 令和3年度富士山南東消防組合会計予算案	4
○議第 2号 令和2年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）	11
○議第 3号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案	12
○閉会の挨拶	13
○閉会の宣告	14
○署名議員	14

令和3年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録

議 事 日 程

令和3年2月12日（金曜日）午後3時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 報第 1号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
日程第 4 議第 1号 令和3年度富士山南東消防組合会計予算案
日程第 5 議第 2号 令和2年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
日程第 6 議第 3号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 報第 1号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
日程第 4 議第 1号 令和3年度富士山南東消防組合会計予算案
日程第 5 議第 2号 令和2年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
日程第 6 議第 3号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案
-

出席議員（9名）

- | | | | |
|-----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 杉 澤 正 人 君 | 2番 | 堀 江 和 雄 君 |
| 3番 | 柏 木 豊 君 | 4番 | 井 出 春 彦 君 |
| 5番 | 藤 江 康 儀 君 | 6番 | 川 原 章 寛 君 |
| 7番 | 松 田 吉 嗣 君 | 9番 | 杉 山 茂 規 君 |
| 10番 | 土 屋 主 久 君 | | |

欠席議員（1名）

- 8番 佐 野 利 安 君
-

説明のため出席した者

- | | | | |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 管 理 市 者 長 | 豊 岡 武 士 君 | 副 管 理 市 者 長 | 高 村 謙 二 君 |
| 副 管 理 町 者 長 | 池 田 修 君 | 消 防 長 | 風 間 光 明 君 |

消 防 次 長	一之瀬 徳 博 君	三 島 消 防 署 長	久保田 真 雄 君
裾 野 消 防 署 長	佐 野 利 信 君	長 泉 消 防 署 長	加 藤 浩 昭 君
総 務 課 長	羽 田 浩 二 君	予 防 課 長	下 山 和 典 君
警 防 救 急 課 長	鈴 木 清 明 君	通 信 指 令 課 長	檜 田 晃 君

議会事務担当職員

書 記 長	高 村 新 一 君	書 記	草 間 昌 彦 君
書 記	小 野 菜々子 君		

開会 午後 3時00分

◎開会の宣告

○議長（松田吉嗣君） 出席議員が定足数に達しましたので、これより令和3年富士山南東消防組合議会2月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松田吉嗣君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（松田吉嗣君） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者宛て出席方を通告しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の会議に8番、佐野利安君から欠席する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎会期の決定

○議長（松田吉嗣君） これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、2番 堀江和雄君、3番

柏木 豊君の両君を指名いたします。

◎報第1号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第3 報第1号 専決処分の報告についての報告を行います。

本件について、当局から報告を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました報第1号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

これは、令和2年7月23日午前11時20分頃、伊豆の国市長岡1129番地、順天堂大学医学部附属静岡病院の救急搬入口付近におきまして、本消防組合救急隊職員が傷病者の病院収容を終え、ストレッチャーを救急車に戻そうと移動させていた際、他の救急事案で駐車していた相手方救急車の運転席側側面に誤ってストレッチャーを接触させ、損傷を与えたものです。

この事故につきましては、相手方車両の修理等に要した費用2万2,000円全額を本消防組合が負担することで示談が調いまして、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

なお、その損害は保険により対応させていただきましたので、併せて御報告いたします。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 報告が終わりました。

ここで、議長からお願いを申し上げます。

質疑については、1回の発言につきおおむね3分をめぐとすることになっております。整理して発言をお願いいたします。

これより、本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

◎議第1号 令和3年度富士山南東消防組合会計予算案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第4 議第1号 令和3年度富士山南東消防組合会計予算案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第1号 令和3年度富士山南東消防組合会

計予算案について、提案の要旨を申し上げます。

令和3年度の当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ合計27億1,100万円で、令和2年度当初予算と比較し、5,300万円の増額で編成をさせていただきました。

令和3年度は、火災、救急等の通常災害の対応に加え、夏には延期されました東京2020オリンピック・パラリンピック競技会の自転車競技に対する消防救急体制の確保、秋には南海トラフ地震等の大規模災害に的確に対応できるよう、緊急消防援助隊の連携活動能力の向上等を目的とした第6回緊急消防援助隊全国合同訓練が静岡県を会場に予定されておりました、どちらも関係機関と密な情報共有、連絡体制の強化を図り、事業を進めてまいります。

職員に対しましては、新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症等の感染防止対策の徹底を図り、必要な業務を継続できる体制を確保するため、職員への各種予防接種の実施を計画いたしておるところでございます。

また、13メートルの塔体付多目的消防ポンプ自動車を長泉消防署に配備し、低中層建物火災や救助活動に消防力を発揮できるよう計画いたしております。

建て替えを予定しております三島消防署中郷分遣所につきましては、更新整備に係る準備経費を計上させていただきました。

以上、主要な事業の取組について御説明をさせていただきましたが、詳細につきましては、消防長から御説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 風間消防長。

○消防長（風間光明君） それでは、引き続き提案要旨を御説明申し上げます。

管理者からもございましたが、令和3年度富士山南東消防組合会計予算案につきましては、歳入歳出ともに総額27億1,100万円とするものでございます。前年度当初予算に比べ5,300万円、率といたしましては約2%の増となります。昨年度の当初予算を上回りました主な要因といたしましては、平成28年度から令和元年度までに整備させていただきました消防車両等の組合債の元利償還金が始まることによる増額のほか、消防車両整備事業の増額によるものでございます。

それでは、令和3年度富士山南東消防組合会計予算案6ページを御覧ください。

第1条でございますが、組合の歳入歳出予算の総額は、それぞれ27億1,100万円にするものでございます。

第2条でございますが、債務負担行為でございます。

9ページ、第2表を御覧いただきたいと思っております。

通信指令センター運営事業におけるNet119利用料といたしまして、令和4年度から令和7年度まで686万4,000円を限度額といたしまして、債務負担行為を設定するものでございます。

第3条地方債につきましては、10ページ、第3表を御覧ください。

消防車両整備事業といたしまして、8,990万円を限度額とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

6ページをお戻りいただきたいと思います。

第4条一時借入金につきましては、最高額を5億円とさせていただくものでございます。

それでは、引き続き歳入の主なものを御説明申し上げます。

15ページ、16ページをお開きください。

1款1項1目市町負担金は25億7,432万6,000円で、前年度に比べ104万1,000円の増額となっております。構成市町の負担金額につきましては、組合規約に基づく前年度の消防費に係る基準財政需要額割の割合によるもので、市町の負担割合及び負担金は、三島市が51.09%で13億1,522万3,000円、裾野市が26.27%で6億7,627万6,000円、長泉町が22.64%で5億8,282万7,000円となります。

続きまして、19、20ページをお開きください。

2款2項1目手数料では、危険物関係事務手数料など305万円を計上するものでございます。

次に、23、24ページをお開きください。

4款1項1目消防費県補助金では、消防救急業務用の資機材などが補助対象となります、県地震・津波対策等減災交付金として、1,374万1,000円を計上するものでございます。

続きまして、31、32ページを御覧ください。

8款1項1目雑入では、組合から構成市町へ派遣する職員の人件費負担金及び静岡県消防学校教官として派遣する職員の人件費負担金、東名・新東名高速道路における救急業務に対する高速自動車国道救急業務支弁金など、2,997万4,000円を計上するものであります。

次に、33、34ページを御覧ください。

9款1項1目消防債では、消防車両整備事業費組合債といたしまして8,990万円を計上するものでございます。

次に、歳出のほうの内容について御説明申し上げます。

35、36ページをお開きください。

1款1項1目議会費では、議員報酬及び議会運営に係る経費といたしまして、105万2,000円を計上するものであります。

37ページから40ページを随時御覧ください。

2款1項1目一般管理費では、各種審査会など委員の報酬や職員被服の整備費、事務系機器の維持管理費のほか、人事管理、財務管理などの事務に要する経費など、6,859万7,000円を計上するものでございます。

なお、退職手当負担金につきましては、令和2年度当初予算では2款1項1目一般管理費に計上しておりましたが、令和3年度当初予算では3款1項1目常備消防費に1億3,880万1,000円を組替えをしております。

続きまして、41ページをお開きください。

2款2項1目監査委員費では、委員報酬及び監査に係る事務費といたしまして、24万8,000円を計上するものであります。

続きまして、43、44ページをお開きください。

3款1項1目日常備消防費では、消防職員人件費及び構成市町から派遣していただく事務職員の
人件費負担金や、2款1項1目一般管理費から組替えの退職手当負担金など、一般職人件費など
といたしまして22億1,076万4,000円を、続きまして、救急高度化推進事業では、救急救命士養成
に係る負担金及び救急業務に要する経費といたしまして3,997万1,000円を、46ページを御覧くだ
さい、消防防災事業では消防業務や救助業務に要する経費のほか、消防車両や消防施設の修繕費、
機械器具費など合わせまして1億2,468万8,000円を、48ページをお開きください、消防指令セン
ター運営事業では、通信指令システム及び消防救急デジタル無線の保守点検業務に要する経費な
ど合わせまして1億607万2,000円を、1目日常備消防費では総額24億8,149万5,000円を計上するも
のであります。

続きまして、47、48ページ下段を御覧ください。

2目消防施設費では、消防施設整備事業といたしまして、三島消防署中郷分遣所の測量設計等
業務委託料などのほか、消防車両整備事業では、長泉消防署に配備の多目的消防ポンプ自動車の
整備に要する経費など、1億398万9,000円を計上するものであります。

51ページ、52ページを御覧ください。

4款1項公債費では、組合債の償還元金や組合債の償還利子及び一時借入金利子、合わせまし
て4,202万8,000円を計上するものでございます。

53ページをお開きください。

5款1項1目予備費では、不測の事態に対応するために1,359万1,000円を計上するものであり
ます。

令和3年度富士山南東消防組合会計予算案に関する説明は以上でございます。よろしく御審議
の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

本件について質疑の通告がありますので、発言を許します。

1番、杉澤正人君。

○議員（杉澤正人君） では、議第1号 令和3年度富士山南東消防組合予算案の報告につき、3
点ほど伺います。

まず、予算案38ページになりますが、2款総務費、1項1目一般管理費の中に、人事評価制度
コンサルティング業務委託費70万4,000円というものがあります。人事評価制度に対するアドバ
イスなどを受けるという趣旨かと思いますが、これは管理職の側が一般職に対して行う人事評価
の、あるいはその内容の適否とか、適正化あるいは公平性を保つための平準化などについて検証
を行う、あるいは研究するというようなものという理解でよろしいでしょうか。どのような内容
につき、委託業務とありますから、外部に委託するようなそういう内容もあるのかと思いますが、
御説明をいただければと思います。これが1点。

次に、予算案の44ページになりますが、3款消防費、1項1目日常備消防費の中で、特殊勤務手

当2,272万5,000円とあります。消防、救急という業務自体が、我々一般の者から見ればもう既に大変特殊かつ危険な作業であろうと思いますけれども、ここでいう特殊勤務手当というのはどのような業務に対するものでしょうか。実働の概要とか、あるいは実績などありましたら、あるいはコロナの問題もありますので、今後どのような対策が予想されるのかなど、その活動についても御説明いただければと思います。

3点目、同じく同ページ、44ページの3款消防費、1項1日常備消防費の中で、救急高度化推進事業3,997万1,000円が計上されております。この事業の概要も伺いたいと思います。この後、議第2号 補正予算案の中に示されておりますけれども、その中でもこの3款消防費、1項消防費の救急高度化推進事業が、そちらでは新型コロナウイルス感染症対応分という形で繰越明許費にあるわけですが、こちらでの本予算のほうとしては、新型コロナウイルス対策というのは含まれないのでしょうか。あるいは含まれているけれども、それとはまた別の形で、こちらの本予算でもそういう活動、あるいは必要な経費として考えているということでしょうか。このあたりの関係性も説明いただければと思います。

以上、3点お願いいたします。

○議長（松田吉嗣君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田浩二君） それでは、私のほうからは、まず人事評価制度のコンサルティング業務委託費の関係を御説明させていただきたいと思います。

人事評価制度コンサルティングの業務委託の概要でございますけれども、こちらは地方公務員法第23条第2項の規定に基づきまして、人事管理の基礎とするほか、職員の能力向上を図り意識改革を進めるとともに、組織目標の達成と職場のコミュニケーションの活性化をさせることを目的として実施しております。

委託内容でございますけれども、令和3年4月1日から翌年の3月31日までの1年間、業務内容は年間を通した人事評価制度運用にかかるアドバイスでございます。

また、期首及び期末に行います評価者研修を委託しております。なお、この評価者研修ですが、議員御指摘のとおり、管理監督者となる者を中心に極力といいますか、評価方法が変わらないように、平準化するようにするために行っているところでございます。

なお、職員の大半が当直勤務でありますことから、各研修は2回ずつ計画しているところでございます。

経費といたしましては、資料の作成、先ほどの講習の講師派遣の調整、消費税等を含めまして70万4,000円を計上させていただいているということでございます。

この人事評価制度につきましては、組合発足前はもともと各市町でそれぞれ実施していましたので、評価方法などに若干の違いがございました。そのことから、評価方法の平準化を行い、また今まで行政職の評価が中心の制度でありましたので、消防職に合った制度に構築する必要がありましたことから、このあたりをコンサルタントに業務委託させていただくことで、随時、電話で御相談に乗っていただくほか、他団体の制度なども参考にさせていただくことができまして、

また一貫した支援を受けられるよう、業務委託を計上させていただいたところでございます。

次に、特殊勤務手当、こちらの関係について御答弁させていただきます。

特殊勤務手当でございますが、これは人事院の通達である特殊勤務手当の運用についてを基に、富士山南東消防組合職員の給与に関する条例第12条におきまして、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する」とことと定めております。

また、その特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額、その他特殊勤務手当の支給に関して必要な事項は、規則で定めております。

当組合で支給している特殊勤務手当でございますが、深夜勤務手当、救急出動手当、救急救命士手当及び新型コロナウイルス感染症患者搬送等業務手当の4種類でございます。

深夜勤務手当は、交代制勤務を行う者のうち、深夜、午後10時から翌日の午前5時までに消防業務に従事した者に対し、1勤務に対し500円、救急出動手当は、救急活動における出血や吐物の処理などの不快性、不健康性を考慮しまして、救急業務に従事した者に対し、1件につき250円、救急救命士手当は、救急活動の際、その生命が危険な状態にある傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復などの救命処置を行うことができる救急救命士免許を有している者が救急業務に従事した際に、1件につき250円、新型コロナウイルス感染症患者搬送等業務手当は、昨年度までございましたが、管内に感染症指定医療機関や宿泊療養施設があり、重症化した感染患者の移送が想定されますことから、現在、県と組合とで協定の締結に向け作業を進めておりますが、救急隊は出動の際、新型コロナウイルス感染症患者の身体への接触を行うなどにより、感染のリスクにさらされ、著しく危険で困難な特殊な業務であることから、職員が新型コロナウイルス感染症の患者を搬送する業務等に従事したときは、従事した者に1日につき4,000円の支給を昨年11月1日から開始いたしました。

現場での実働事例でございますが、救急救命士を含む救急隊が新型コロナウイルス感染症傷病者の搬送を例に御説明いたしますと、保健所からの依頼により宿泊療養施設から呼吸苦の患者さんを搬送した際は、救急隊は初動から感染対策を行い、患者と接触し、血中酸素飽和度の測定や呼吸状態の観察などを継続し、管外の医療機関まで搬送し、帰署後は機材、車内をオゾン消毒器などで消毒するなど、緊張感の中、活動しております。このような場合に、先ほどの特殊勤務手当、救急隊員に救急出動手当、救急救命士手当、新型コロナウイルス感染症患者搬送等業務手当などを支給しております。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 鈴木警防救急課長。

○警防救急課長（鈴木清明君） 私からは、救急高度化推進事業の概要と新型コロナウイルス対策との関係についてお答えをさせていただきます。

救急高度化推進事業の主な事業といたしましては、救急活動に必要な資機材などの購入や、救

急車両の維持管理に関する事業、救急救命士の新規養成や救急隊員の研修に関する事業、市民、町民などを対象とする救命講習に関する事業などであり、救急活動に必要な各種事業費を計上させていただきます。

まず、具体的に申しますと、救急資機材の購入、維持管理に関する事業は、傷病者への応急手当、救急救命士が行う気道確保、薬剤投与などの特定行為に必要な高度救命資機材など、救急活動で使用する消耗品や器具の購入、救急車、資機材の保守管理に関する事業となります。

研修に関する事業は、救急救命士の新規養成や有資格者の知識、技能を維持するため、医療機関での実務研修、地域メディカルコントロール協議会等と連携した訓練、再教育などの事業となります。

救命講習に関する事業は、傷病者の救命率、社会復帰率の向上を目的に開催する普通救命講習や上級救命講習を実施するために必要な資機材の購入、応急手当指導員の皆さんや普及員の養成などの事業となります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染防止着やマスクなどの隊員装備品、救急車や器具の消毒液など感染防止に必要な物品購入で、令和2年度当初予算で整備させていただいたものに加えて、県交付金を活用し、必要な数量を早期に拡充整備すること、また物品調達に時間を要することから、令和3年度当初予算ではなく令和2年度補正予算へ計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 杉澤正人君。

○議員（杉澤正人君） ありがとうございます。大変詳しく説明いただきまして、内容もいかに消防の方々が大変な作業をされているかということがよく分かりました。結構でございます。ありがとうございます。

○議長（松田吉嗣君） 以上で、通告者による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第1号 令和3年度富士山南東消防組合会計予算案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田吉嗣君） 起立全員と認めます。よって、議第1号は原案どおり可決されました。

◎議第2号 令和2年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第5 議第2号 令和2年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました議第2号 令和2年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）について要旨を申し上げます。

初めに、2ページのほうを御覧ください。

補正予算の内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ709万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億5,090万1,000円にするものであります。

歳入につきまして、補正内容を御説明申し上げます。

予算書の13、14ページを御覧ください。

3款1項1目消防費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症などの感染防止のために使用します陰圧式患者搬送用器具の整備に当たり、国庫補助金の交付決定を受けましたので、71万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、15ページ、16ページをお開きください。

4款1項1目消防費県補助金は、新型コロナウイルス感染症対応の物品が県の地震・津波対策等減災交付事業の対象となることから、681万2,000円増額し、2,036万1,000円にするものであります。

続きまして、17ページ、18ページを御覧ください。

6款1項2目消防費寄附金は、裾野市須山出身で東京在住の土屋孝司様から、裾野市須山地域の救急業務に資するためということで御寄附をいただきましたので、20万円増額するものであります。

次に、19ページ、20ページを御覧ください。

8款1項1目雑入では、構成市町に派遣している職員の交代や減員により、構成する市町からの負担金を1,213万円減額し、3,008万7,000円にするものであります。

次に、21、22ページを御覧ください。

9款1項1目消防債は、消防車両整備事業における高規格救急自動車更新整備に係る事業費が確定したことにより270万円減額し、2,310万円にするものであります。

続きまして、歳出の補正内容を御説明申し上げます。

23、24ページをお開きください。

3款1項1目常備消防費では、昨年の人事院勧告に基づく期末手当の減額及び構成市町からの消防組合に派遣していただいている行政職員の交代、減員により人件費を1,060万円減額し、救急高度化推進事業では、県地震・津波対策等減災交付金を受け実施予定の事業のうち、新型コロ

ナウイルス感染症対応分の整備を前倒しして実施しようとするもので、寄附金による救急消耗品購入費及び救急機械器具購入費を合わせまして708万1,000円増額するもので、1日常備消防費全体では351万9,000円減額し、23億5,931万6,000円にするものであります。

続きまして、同ページ下段の2目消防施設費では、消防車両整備事業における高規格救急自動車などの入札差金により358万円を減額し、5,724万9,000円にするものでございます。

以上の歳出の補正のほか、繰越明許費といたしまして、1事業設定させていただくものであります。

5ページ、2表繰越明許費ですが、3款1項1日常備消防費の救急高度化推進事業のうち、新型コロナウイルス感染症対応分688万1,000円につきましては、国の令和2年度3次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加計上されたことを受け、静岡県では、令和3年度当初予算で予定しておりました臨時交付金が充当可能な事業について、令和2年度2月補正に前倒しして計上し、全額を繰越明許費設定とする方針となりましたことから、本組合におきましても、令和3年度当初予算で計上予定しておりました県交付金を受けて行う予定の事業のうち、新型コロナウイルス感染症対応分を前倒しして実施しようとするものでございます。

当該予算を上限といたしまして、年度内の事業完了が見込めないことから、翌年度に繰り越そうとするものでございます。

令和2年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）に関する説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第2号 令和2年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第2号は原案どおり可決されました。

◎議第3号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第6 議第3号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました議第3号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、電気自動車等の急速充電設備について全出力の上限を拡大するとともに、併せて火災予防上必要な措置が定められたことを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、対象火気設備等のうち急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大することや、当該設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目が見直されるとともに、急速充電設備の全出力が50キロワットを超えるものを設置しようとする場合には、あらかじめ設置の届出が義務づけられるものでございます。

なお、施行は令和3年4月1日からといたします。

富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案に関する説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第3号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第3号は原案どおり可決されました。

◎閉会の挨拶

○議長（松田吉嗣君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 令和3年富士山南東消防組合議会2月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

富士山南東消防組合議会2月定例会を招集させていただき、御提案いたしました各種議案等

につきまして慎重に御審議の上、議決を賜り、誠にありがとうございました。

日頃よりいただきております貴重な御意見、御提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

連日、新型コロナウイルス感染症に関する報道が続いておりますが、皆様も御承知のとおり、新型コロナ特措法に基づく緊急事態宣言が10都府県で延長をされました。静岡県においては、今週に入って警戒レベルが5から4へと緩和はされましたけれども、医療機関の病床占有率は県東部地区で依然として高く、医療提供体制の逼迫が懸念される状況が続いております。消防組合といたしましては、関係機関と情報を共有し、引き続き感染防止に万全を期して業務に当たってまいります。

議員の皆様におかれましても、くれぐれも健康に御留意をいただきまして、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げます、誠に簡単でありますけれども、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松田吉嗣君） これをもちまして、令和3年富士山南東消防組合議会2月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時41分

地方自治法第123条の規定により署名する

令和3年2月12日

議 長 松 田 吉 嗣

署 名 議 員 堀 江 和 雄

署 名 議 員 柏 木 豊